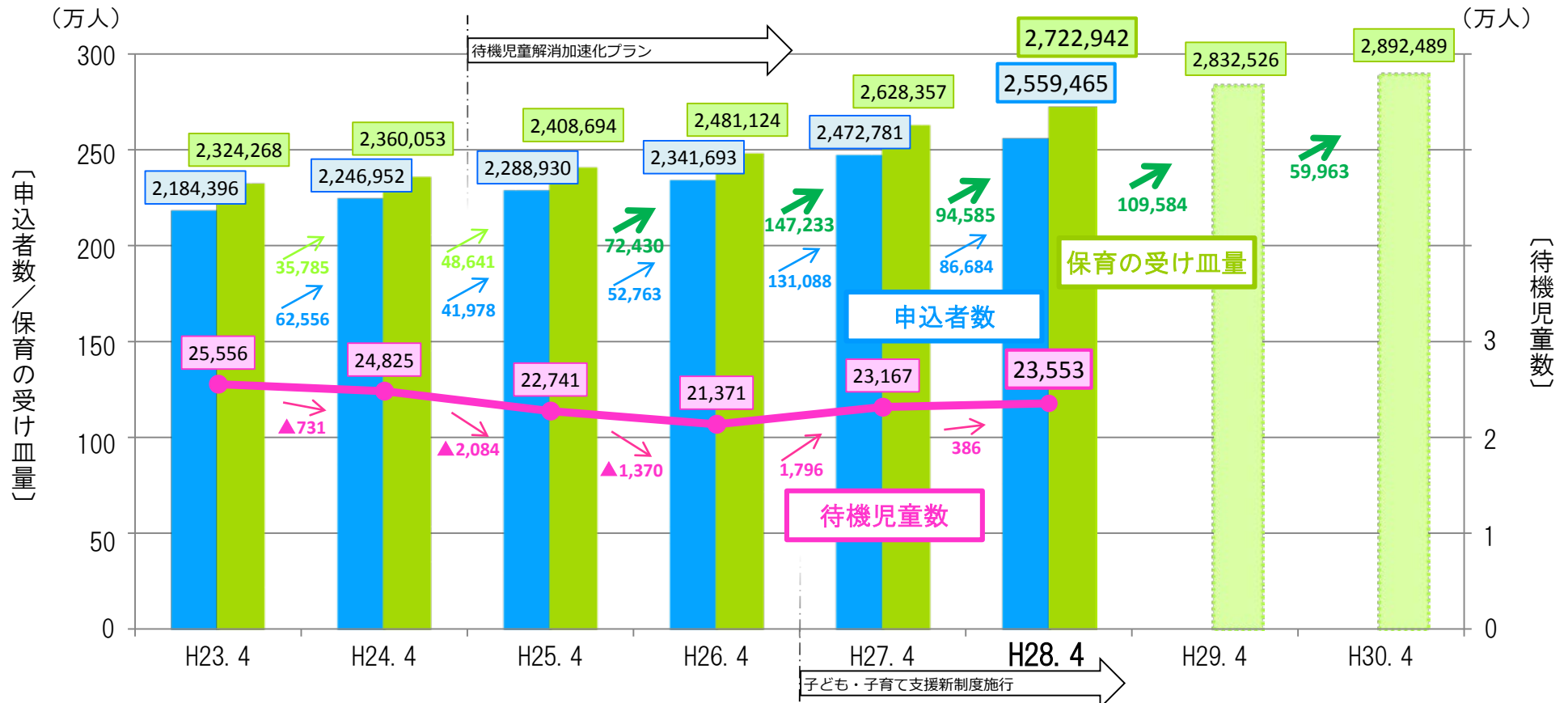


# 待機児童及び待機児童解消加速化プランの状況について

(平成28年9月2日公表)

- 「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成25～27年度で、申込者数を上回る保育の受け皿整備（31.4万人分）を実施。
- 各自治体の保育拡大量の見直しにより、平成25～29年度までの5年間では、約48.3万人分の拡大を見込んでおり、昨年公表した数値（約45.6万人分）を約2.7万人分上回る見込みとなっている。
- さらに、平成28年度から実施している企業主導型保育事業による受け皿拡大見込約5万人分と合わせると、平成25～29年度までの5年間の合計は、約50万人分から約53万人分に拡大する見込み。
- 一方、平成28年度の保育所等申込者数は、約256万人で、昨年度と比較して増加（約8.6万人増）。
- 平成28年4月時点の待機児童数は、23,553人で、昨年度と比較して増加（386人増）。



# 待機児童の状況（地域別）

- 待機児童については、全国の市区町村（1,741）のうち、約8割の市区町村（1,355）においてゼロ。
- 待機児童は都市部（\*）に多く見られる状況にあり、全体の74.3%（待機児童数17,501人）を占めている。  
（\*都市部：首都圏（埼玉・千葉・東京・神奈川）、近畿圏（京都・大阪・兵庫）の7都府県（政令指定都市・中核市含む）とその他の政令指定都市・中核市）
- 自治体の積極的な保育の受け皿整備により、昨年度より、待機児童が減少したところが見られる（193市区町村）  
一方、都市部の一部の市区のように、申込者数の増加が受け皿拡大分を上回り、待機児童が増加したところ（232市区町村）も見られる。

## ●待機児童数に100人以上増減のあった地方自治体

### 1. 待機児童数が100人以上減少した市区

	都道府県	市区町村	待機児童数			定員数	
			H28. 4. 1	H27. 4. 1	減少数	対前年増加数	増加率
1	千葉県	船橋市	203	625	▲ 422	1,548	16.1%
2	熊本県	熊本市	0	397	▲ 397	1,555	8.6%
3	宮城県	仙台市	213	419	▲ 206	3,012	19.7%
4	静岡県	浜松市	214	407	▲ 193	1,245	11.1%
5	沖縄県	宜野湾市	172	350	▲ 178	304	13.2%
6	東京都	葛飾区	106	252	▲ 146	598	6.3%
7	大分県	大分市	350	484	▲ 134	305	3.5%
8	埼玉県	川口市	98	221	▲ 123	348	4.5%
9	兵庫県	加古川市	140	252	▲ 112	526	13.9%
10	東京都	新宿区	58	168	▲ 110	780	15.7%
11	栃木県	宇都宮市	29	136	▲ 107	306	3.4%
12	東京都	豊島区	105	209	▲ 104	832	21.2%

### 2. 待機児童数が100人以上増加した市区

	都道府県	市区町村	待機児童数			定員数	
			H28. 4. 1	H27. 4. 1	増加数	対前年増加数	増加率
1	岡山県	岡山市	729	134	595	192	1.2%
2	香川県	高松市	321	129	192	35	0.4%
3	東京都	中央区	263	119	144	320	9.6%
4	千葉県	市川市	514	373	141	568	8.4%
5	大阪府	吹田市	230	90	140	259	4.8%
6	兵庫県	明石市	295	156	139	82	1.9%
7	鹿児島県	鹿児島市	151	24	127	553	4.8%
8	東京都	荒川区	164	48	116	246	5.6%
9	東京都	江東区	277	167	110	668	6.7%
10	兵庫県	西宮市	183	76	107	115	1.8%

## ●待機児童数が200人以上の地方自治体

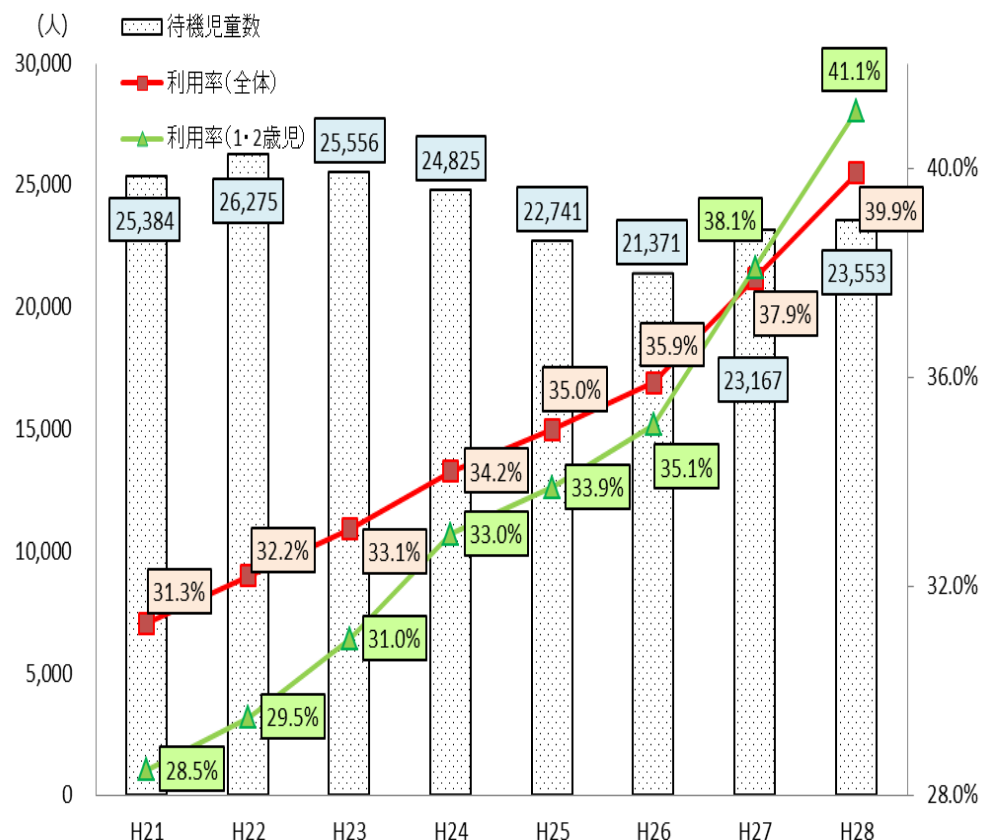
	都道府県	市区町村	H28. 4. 1 待機児童数	H27. 4. 1 待機児童数	前年比
1	東京都	世田谷区	1,198	1,182	16
2	岡山県	岡山市	729	134	595
3	沖縄県	那覇市	559	539	20
4	千葉県	市川市	514	373	141
5	東京都	江戸川区	397	347	50
6	東京都	板橋区	376	378	▲ 2
7	沖縄県	沖縄市	360	296	64
8	大分県	大分市	350	484	▲ 134
9	香川県	高松市	321	129	192
10	東京都	渋谷区	315	252	63
11	東京都	足立区	306	322	▲ 16
12	東京都	目黒区	299	294	5
13	東京都	府中市	296	352	▲ 56
14	兵庫県	明石市	295	156	139
15	東京都	調布市	289	296	▲ 7
16	東京都	江東区	277	167	110
17	大阪府	大阪市	273	217	56
18	東京都	三鷹市	264	209	55
19	東京都	中央区	263	119	144
20	東京都	中野区	257	172	85
21	東京都	台東区	240	170	70
22	東京都	北区	232	160	72
23	沖縄県	浦添市	231	157	74
24	大阪府	吹田市	230	90	140
25	東京都	大田区	229	154	75
26	大阪府	豊中市	217	253	▲ 36
27	静岡県	浜松市	214	407	▲ 193
28	宮城県	仙台市	213	419	▲ 206
29	千葉県	船橋市	203	625	▲ 422

\* 定員数：『保育所等関連状況取りまとめ』における保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の定員

# 待機児童の状況（年齢別）

- 待機児童が2万人を上回る水準で推移している一方で、保育利用率（利用児童数／就学前児童数）は年々上昇している。
- 特に1・2歳児の利用率は上昇傾向にあり、平成28年4月1日の利用率は41.1%となっている。待機児童も1・2歳児に多く、全体の71.1%を占めており、今後も1・2歳児の受け皿拡大を中心に取組を進めていく。

●待機児童数及び保育利用率の推移



●年齢別待機児童数、利用児童数

	28年待機児童	28年利用児童	就学前児童数
低年齢児(0~2歳)	20,446人 (86.8%)	975,056人 (39.7%)	3,006,100人
うち0歳児	3,688人 (15.7%)	137,107人 (5.6%)	967,100人
うち1・2歳児	16,758人 (71.1%)	837,949人 (34.1%)	2,039,000人
3歳以上児	3,107人 (13.2%)	1,483,551人 (60.3%)	3,156,200人
全年齢児計	23,553人 (100.0%)	2,458,607人 (100.0%)	6,162,300人

# 待機児童解消に向けた保育の受け皿拡大

◆平成25年4月に「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成25年度から平成29年度末までの5年間で新たに**50万人分**の保育の受け皿を確保し、待機児童解消を図ることとしている。

※ 今後、25～44歳の女性の就業が更に進むことを念頭に、平成27年11月の「一億総活躍社会実現に向けて緊急に実施すべき対策」に基づき整備目標を前倒し・上積み(40万人分 ⇒ 50万人分)。

◆ 各自治体の取組により、平成25～27年度の3か年で合計**約31.4万人分**の保育の受け皿拡大を達成し、平成29年度までの5年間で合計**約48.3万人分**の保育の受け皿拡大を見込んでいる。

◆ さらに、平成28年度から実施している**企業主導型保育事業**により、**約5万人分**の保育の受け皿拡大を進めていく。

## 「待機児童解消加速化プラン」集計結果(平成28年度)

◇ 「待機児童解消加速化プラン」集計結果(平成28年度)

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	5か年合計
72,430人	147,233人	94,585人	109,584人	59,963人	483,795人
(計 314,248人)			(計 169,547人)		

## 受け皿確保に向けた取組

○平成28年度補正予算(平成29年度に予定していた3.9万人分のうち2万人分の整備を前倒し)

○平成29年度当初予算(前倒し分を除いた必要となる保育の受け皿に対応した予算を要求)

- ▶ 0歳児期の育児休業終了後の「入園予約制」の導入支援
- ▶ 3歳以上に特化した拠点保育園に3歳未満対象の「サテライト型小規模保育事業所」の設置支援
- ▶ 保護者のニーズをかなえる保育コンシェルジュの展開
- ▶ 保育園等の設置の際に地域住民との合意形成等を進める「地域連携コーディネーター」の機能強化

## 1・2歳児の保育所等利用率の推移

(平成26年4月) (平成28年4月) (平成29年度末)  
 50万人分確保時の利用率  
**1、2歳児 : 35.1% → 41.1% → 48.0%**

<【参考】女性の就業率：70.8%(2014年) → 77%(2020年)>

(注)利用率:利用児童数 ÷ 就学前児童数

平成26年4月の利用率は小規模保育事業等を含んでいない。

## <待機児童解消加速化プランの全体像>



# 待機児童解消に向けた取組

## 待機児童解消加速化プラン (平成25年4月策定)

- 平成25年度から平成29年度末までに40万人分の保育の受け皿を確保することを目標に、様々な支援策を実施

## 保育士確保プラン (平成27年1月策定)

- 「加速化プラン」の確実な実施に向け、平成29年度末までに、**新たに必要となる約7万人の保育士を確保する**

## 一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策 (平成27年11月とりまとめ)

- 平成29年度末までの整備拡大量を40万人から50万人に拡大し、「加速化プラン」に基づく認可保育所等の整備の前倒しを図る
- ※ その際に必要となる保育人材として計**約9万人を確保**

## 待機児童解消に向けて緊急に対応する施策 (平成28年3月公表)

- **待機児童解消までの緊急的な取組**として、待機児童数が多く受け皿拡大に積極的に取り組む市区町村を対象に、以下の措置を実施
  - ①実態把握と緊急対策体制の強化
  - ②規制の弾力化や人材確保等
  - ③受け皿確保のための施設整備促進
  - ④既に取り組んでいる事業の拡充・強化
  - ⑤新たな事業所内保育の積極展開

## ニッポン一億総活躍プラン (平成28年6月閣議決定)

- **保育士の処遇について**、これまでの取組に加え**新たに2%相当の改善を行う**とともに、キャリアアップの仕組みを構築し、**技能・経験を積んだ職員について追加的な改善を行う**
- **保育人材の確保に総合的に取り組む**とともに、**平成30年度以降も保育の受け皿確保に**取り組む

## 切れ目のない保育のための対策 (平成28年9月公表)

- 待機児童解消に向けて取り組む市区町村を切れ目なく支援するため、以下のような措置を実施
  - ①施設整備や保育人材確保の更なる促進
  - ②0歳児期の育児休業終了後の「入園予約制」の導入支援
  - ③保護者のニーズをかなえる「保育コンシェルジュ」の展開
  - ④保育園等に土地を貸す際に固定資産税の減免が可能な旨の明確化

- 待機児童解消までの**緊急的な取組**として、平成27年4月1日現在の**待機児童数が50人以上いる114市区町村**及び待機児童を解消するために**受け皿拡大に積極的に取り組んでいる市区町村**を対象に、**以下の措置を実施**する。

## I 実態把握と緊急対策体制の強化

- 厚生労働大臣と市区町長との緊急対策会議等 (H28.4.18開催)
- 自治体からの優良事例・課題・要望等の受付 (H28.4.18に関係自治体にフィードバック)
- 厚生労働省ホームページによる保育に関する国民からのご意見等の募集 (H28.5.20公表、H28.7.28最終公表)
- 「保活」の実態を調査 (H28.4.28中間公表、H28.5.20更新版公表、H28.7.28最終公表)。調査結果を受けた自治体宛対応要請 (H28.7.28発出)
- 保育コンシェルジュの設置促進 (IV参照)

## II 規制の弾力化や人材確保等

### 【受入れ強化】

- 保育園等への臨時的な受入れ強化の推進 (国基準を上回る部分を活用)
- 自治体が独自に支援する保育サービスの支援 (認可化移行にあたり、移行期限 (5年間) の緩和、児童一人当たり概ね月額5,000円程度の運営費補助)
- 認可基準を満たす施設の積極的認可 (待機児童のいる自治体に対して徹底)
- 小規模保育園等の卒園児の円滑移行 (連携施設の設定に市区町村が積極的に関与、19人を超えた受入れの拡大 (22人まで) の推進)
- 幼稚園の長時間の預かり保育への支援強化
- 定員超過入園の柔軟な実施 (定員を120%超えて入園させた場合に3年目に公定価格が減額される取扱いについて、期限を2年間⇒5年間に延長)

### 【人材確保】

- 土曜日共同保育が実施可能 (公定価格の減額なく可能) であることの明確化
- 保育人材の資質向上・キャリアアップのため、学生、新任保育士、主任保育士、管理者向け研修を推進
- 保育士の業務負担軽減のためのICT化の推進 (1か所当たり100万円)
- 保育補助者雇い上げ支援等の推進  
(・1か所当たり年額295.3万円を貸付 (最長3年間)  
・短時間勤務の補助者の雇い上げる場合は、1か所当たり年額221.5万円を補助)
- 短時間正社員制度の活用を推進、育児休業取得を推進
- 未就学児のいる保育士の子どもの優先入園を推進
- 朝夕等における保育士配置の弾力化の円滑かつ着実な実施

## III 受け皿確保のための施設整備促進

- 施設整備費支援の拡充
  - ① 資材費等の高騰などを踏まえた借地料への支援の強化 (土地借料加算について、2,120万円⇒4,240万円に2倍引き上げ)
  - ② 小学校の空き教室等の活用 (地域の余裕スペース活用促進加算の基準額を標準310万円⇒1349.4万円、都市部340万円⇒1484.4万円に約4倍引き上げ)
  - ③ 公園などの都市施設等を活用した保育園等の設置促進
- 改修費支援等の拡充
  - ① 地域のインフラ (空き家、空き教室など) を活用した一時預かりの推進 (一時預かり事業を実施するための改修費事業を新たに補助対象とする (1施設当たり3,200万円))
  - ② 改修費支援の拡充 (小規模保育事業の改修費や家庭的保育の改修費について、1施設当たり3,200万円に拡大)

## IV 既に取り組んでいる事業の拡充・強化

- 保育コンシェルジュの設置促進 (夜間・休日などの時間外相談について、「夜間・休日加算」 (1か所当たり年額187.3万円) により支援)
- 緊急的な一時預かり事業等の活用 (国の補助単価を現行の4/3に見直し、本人負担を1/2から1/3に軽減)
- 広域的保育所等利用事業の促進 (送迎バスを活用し市区町村の圏域を越えて保育園等の広域利用を支援等)
- 地域の中での円滑な整備促進 (防音壁設置対策の継続実施、保育施設建設に対する地域住民等との円滑な合意形成支援のためのコーディネーターの配置)

## V 新たな事業所内保育の積極展開

- 企業主導型保育事業 (事業所内保育を主軸とした新規の保育事業) の積極的展開
- 企業間及び企業と保育事業者間のマッチング機能強化のためのコーディネーターの配置
- 既にある事業所内保育園の空き定員も有効活用し、受け皿を確保
- 企業主導型保育事業のための保育人材確保 (研修を終了した子育て支援員の登録等)

# 保育所等における保育士配置に係る特例 【平成28年4月から実施】

(待機児童を解消し、受け皿拡大が一段落するまでの緊急的・時限的な対応)

## ① 朝夕など児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例

- 保育士最低2人配置要件について、朝夕など児童が少数となる時間帯においては、保育士2名のうち1名は子育て支援員研修を修了した者等に代替可能とする。

※1 都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者(子育て支援員研修を修了した者のほか、保育所で保育業務に従事した期間が十分にある者や、家庭的保育者など)に代替可能

【対応前】

	7:00~8:30	8:30~17:30	17:30~20:00
保育士A			
保育士B		16:00	
保育士C			
保育士D		11:00	



【対応後】

	7:00~8:30	8:30~17:30	17:30~20:00
保育士A		16:00	
保育士B			
保育士C			
保育士D		11:00	
無資格E			
無資格F			

## ② 幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用に係る特例

- 保育士と近接する職種である幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を、保育士に代えて活用可能とする。

※2 幼稚園教諭は3歳以上児、小学校教諭は5歳児を中心に保育することが望ましい

※3 保育を行う上で必要な研修(子育て支援員研修など)の受講を求める

## ③ 保育所等における保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例

- 保育所等を8時間を超えて開所していることなどにより、認可の際に最低基準上必要となる保育士数(例えば15名)を上回って必要となる保育士数(例えば15名に追加する3名)について、子育て支援員研修を修了した者等に代替可能とする。

※4 ①における要件に加え、保育士資格取得を促していく

※②③の特例適用に当たっては、全体で1/3を超えない(保育士を2/3以上配置する)ことが必要

# 「切れ目のない保育のための対策」(概要)

## 〈課題〉

市区町村の取組の底上げが必要

### 待機児童対策の横展開

- ・待機児童対策会議の開催
- ・事例集の作成等、自治体ごとの**好事例の横展開** 新

### 0～5歳児の受け皿整備

- ・認可保育園（分園を含む）、認定こども園、企業主導型保育の**整備促進** 28 29
- ・認可外保育施設や地方単独保育施設の**認可化移行支援** 29

### 0歳児への対応

- ・0歳児期の育児休業終了後の「**入園予約制**」の導入支援 29 新
- ・保育サービスと接続のとれた**育休期間の延長**の検討 29 新

### 0～2歳児の受け皿整備

- 待機児童の7割以上を占める1・2歳児の受け皿確保に向けて、
- ・小規模保育や家庭的保育（保育ママ）の整備 28 29
  - ・幼稚園の小規模保育事業所の設置及び認定こども園への移行支援 28 29

### 土地等の確保の支援

- ・賃借料の高騰に対応した**賃借料への支援強化** 29
- ・小学校の余裕教室、公有地、公民館、公園、郵便局等の活用 28 29
- ・保育園等に土地を貸す際に**固定資産税の減免が可能**な旨の明確化 新

### 保育人材の確保・保育サービスの質の確保

- ・**ベースアップ**を中心とした賃金引上げの推進 29
- ・**賃金台帳**のチェックの導入による賃上げ実施の推進 新
- ・**ICT化**の推進による保育士の保育業務への専念化 29
- ・保育補助者について、**雇上げの支援**及び**保育士資格取得**の推進 28
- ・修学資金の貸付等による**新規人材**の確保・育成
- ・**潜在保育士**の再就職支援 28
- ・**保育指針**の改定
- ・保育関連事業主の**雇用管理の改善**（魅力ある職場づくり） 28 29
- ・非正規雇用の保育士の**キャリアアップ**の推進 28 29

### 保護者や地域のニーズへの対応

- ・保護者のニーズをかなえる「**保育コンシェルジュ**」の展開 29
- ・保育園等の設置の際に地域住民との合意形成等を進める「**地域連携コーディネーター**」の機能強化 29
- ・利用調整に係る市区町村の**基準の公表** 新

### 多様な就労形態に応じた保育サービス

- ・保育園等における延長保育、一時預かり、病児保育など**多様な保育サービス**の推進 29

保育の受け皿整備が必要

### 3～5歳児の受け皿整備

- 3歳児以降の継続的な保育サービス確保（「3歳の壁」打破）に向けて、
- ・3歳以上に特化した拠点保育園に3歳未満対象の「**サテライト型小規模保育事業所**」の設置支援 29
  - ・**幼稚園型の一時的預かり**等の実施 29

土地が確保しにくい

保育人材の確保が難しい

保育の質の確保が必要

地域住民の協力が必要

多様な働き方への支援が必要

※ 28 は28年度補正予算案、29 は29年度本予算の概算要求、新 は新規の予算非関連に係る事項